

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 商工振興課

| | | |
|-----------|-------------------------|---|
| 不利益処分の内容 | 先端設備等導入計画の認定・変更に係る認定の取消 | |
| 根拠法令等及び条項 | 中小企業等経営強化法 第52条・第53条 | |
| 処分基準 | 根拠条項 | 中小企業等経営強化法 第52条・第53条 |
| | 参考事項 | 栃木市先端設備等導入促進基本計画 |
| | 設定等年月日 | 平成30年 7月 2日設定 令和 3年 6月30日最終変更 |
| | 【 基 準 】 | <p>《中小企業等経営強化法》 (先端設備等導入計画の認定)</p> <p>第五十二条</p> <p>4 特定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。</p> <p>二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>(先端設備等導入計画の変更等)</p> |
| | | <p>第五十三条</p> <p>2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 特定市町村は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。</p> <p>5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。</p> |